

## 広報はむら広告掲載取扱基準

平成 22 年 1 2 月 1 3 日 制定

平成 27 年 2 月 日 改正

### 1 趣旨

この基準は、羽村市有料広告掲載に関する取扱要綱（平成 18 年羽企財発第 10056 号）第 2 条第 1 号に掲げる「市が発行する刊行物及び印刷物」として、「広報はむら」に広告を掲載するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

### 2 定義

この基準において、広告とは広報はむらに掲載することにより提供する民間企業等の情報をいう。

### 3 広告の掲載枠数及び位置等

- (1) 広告は、毎月 1 日及び 1 5 日に発行する広報はむらに掲載する。
- (2) 広告を掲載する位置は、原則として広報はむらのお知らせページ内とし、1 ページを 5 段に分けたうちの最下段において市が指定する枠とする。

### 4 広告の掲載回数

- (1) 広告の掲載は、広報はむら 1 号単位とし、その掲載回数は当該年度内において最大 2 4 回とする。
- (2) 広告の掲載は、広告主が掲載を希望する月の中で市が指定する号数とし、広告主が 1 日号及び 1 5 日号の指定をすることはできないものとする。
- (3) 広告主が希望するときは、市長は複数号の申込み及び掲載を認めることができる。

### 5 広告掲載の申込み等

広告の掲載申込みは、掲載を希望する月の前々月の 1 5 日（この日が羽村市の休日に関する条例（平成元年条例第 1 1 号）に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）にあたるときは、その前日とする。）までに行わなければならない。

### 6 広告の規格

広告の掲載枠の大きさは、次のとおりとする。

| 区 分   | 1 枠あたりの大きさ（縦×横） |
|-------|-----------------|
| 1 号広告 | 4 5 mm×5 4 mm   |
| 2 号広告 | 4 5 mm×8 4 mm   |
| 3 号広告 | 4 5 mm×1 1 2 mm |
| 4 号広告 | 4 5 mm×1 7 0 mm |

### 7 広告の掲載料

広告の掲載料は、次のとおりとする。

| 区 分   | 1 号 1 枠あたりの掲載料（円） |
|-------|-------------------|
| 1 号広告 | 2 0, 0 0 0        |
| 2 号広告 | 3 0, 0 0 0        |

|      |        |
|------|--------|
| 3号広告 | 40,000 |
| 4号広告 | 60,000 |

## 8 広告掲載料の割引

前項の規定にかかわらず、以下の場合には広告掲載料を割引することができる。

- (1) 広告主が月あたり1回以上の掲載を6か月以上の長期にわたって申し込み、認められた場合は次のとおりとする。

| 区 分  | 1号1枠あたりの掲載料（円） |        |        |
|------|----------------|--------|--------|
|      | 掲載期間           | 6～11か月 | 12か月   |
|      | 割引率            | 10%    | 20%    |
| 1号広告 |                | 18,000 | 16,000 |
| 2号広告 |                | 27,000 | 24,000 |
| 3号広告 |                | 36,000 | 32,000 |
| 4号広告 |                | 54,000 | 48,000 |

## 9 広告原稿データの作成及び提出

広告版下原稿の提出方法は、原則として次のとおりとする。

- (1) デジタルデータによる完全データ入稿とする。ただし、ファイル形式は次のいずれかとする。なお、文字についてはすべてアウトライン化などを行い、フォント環境に依存しないデータとする。

ア Adobe Illustrator CS2以降に対応するEPS形式

イ TIFF及びJPEGなどの汎用画像形式

- (2) 解像度は、300dpiとする。  
(3) 文字については、5ポイント以上のサイズとする。  
(4) 線については、0.3ミリ（1ポイント）以上の太さとする。  
(5) 広告原稿の作成にかかる一切の経費は、広告主の負担とする。

## 10 広告の掲載中止等

市長は、広告の内容、デザイン等が各種法令に違反し、若しくはそのおそれがある、又はこの基準等の内容に違反していると判断したときは、広告の掲載中止又は内容等の変更を求めることができる。

### 11 広告掲載の取下げ

- (1) 広告主は自己の都合により、広告掲載を取り下げることができるものとする。この場合において、広告主は、書面により市長にその旨を申し出なければならない。  
(2) 前号の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は還付しない。

### 12 広告主の責務

- (1) 広告主は、掲載された広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。  
(2) 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを市長に対して保証するものとする。

- (3) 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

#### 1 3 市のホームページへの広告掲載

- (1) 月あたり 1 回以上の掲載を 3 か月以上の長期にわたって申し込み、認められた広告主が希望する場合は、市のホームページにおいて市が指定する位置及び枠に、バナー広告を 3 ヶ月間無料で掲載することができる。
- (2) バナー広告の掲載の条件及び仕様については市長が別に定める。

#### 1 4 その他

この基準に定めるもののほか、広告に関して必要な事項は羽村市有料広告掲載に関する取扱要綱の規定を適用する。